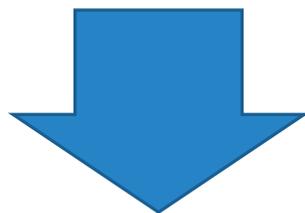


# 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成及び 訓練の実施の徹底について

- ・平成28年8月の台風10号による被害を踏まえ策定

○ 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」 施行



要配慮者利用施設の  
避難体制の強化を図るため

## 『水防法』及び『土砂災害防止法』

平成29年6月19日改正

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の  
管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**  
となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

## <要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト①>

### 【水害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ

- 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」

- 「防災」

- 「防災」中の「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」中の「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」

- 「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL：

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※今後国土交通省HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

- ・ 掲載内容：

- 水防法・土砂災害防止法の改正に係るパンフレット

- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き

- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊

- 避難確保計画のひな形

- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

## <要配慮者利用施設の避難計画に係る参考情報のサイト②>

### 【土砂災害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ

- 「政策・法令・予算」

- 「（２）政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」

- 「砂防」

- 「土砂災害防止法が改正されます」

URL：[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_fr\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html)

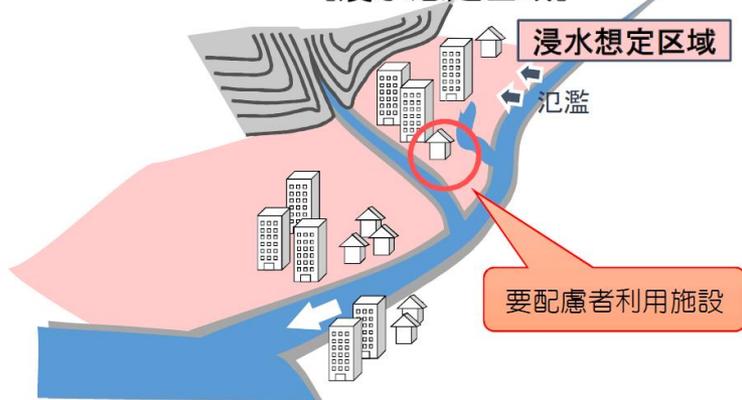
- ・ 掲載内容：

- 土砂災害防止法の改正に係るパンフレット

- 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き  
(手引き、作成例、チェックリスト)

- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

### 【浸水想定区域】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

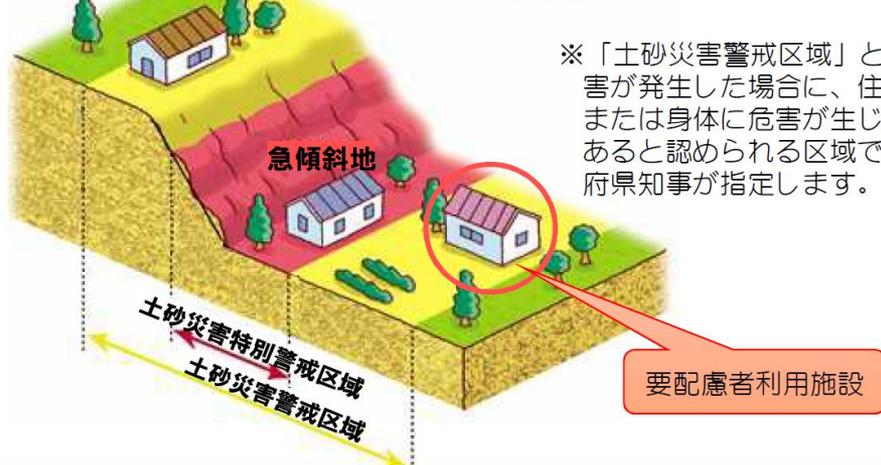
## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

### 【土砂災害警戒区域】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

#### （社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

#### （学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

#### （医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

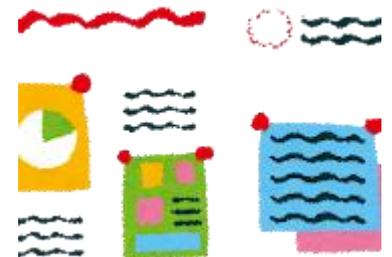
※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

（参照元：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット」（平成29年6月作成））

# 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省  
水管理・国土保全局のホームページに掲載してい  
ますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



# 2

## 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。



# 3

## 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



## (参考) 計画への記載事項 (非常災害対策計画・避難確保計画)

項目	非常災害対策計画	避難確保計画
令等 根拠法	各施設・事業所種別の指定基準（省令） （例：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）	水防法 土砂災害防止法 津波防止地域づくり法
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所 （訪問系サービスを除く）	津波想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、 <b>市町村が作成する地域防災計画</b> に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）
義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画の作成</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の作成及び市町村への提出</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>
計画で定めるべき項目	<p>《「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日厚生労働省4課長連名通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設等の立地条件</li> <li>・災害に関する情報の入手方法</li> <li>・災害時の連絡先及び通信手段の確認</li> <li>・避難を開始する時期、判断基準</li> <li>・避難場所</li> <li>・避難経路</li> <li>・避難方法</li> <li>・災害時の人員体制、指揮系統</li> <li>・関係機関との連携体制</li> </ul>	<p>《要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的</li> <li>・計画の適用範囲</li> <li>・防災体制</li> <li>・情報収集及び伝達</li> <li>・避難の誘導</li> <li>・避難確保を図るための施設の整備</li> <li>・防災教育及び訓練の実施</li> <li>・自営水防組織（自営水防組織を設置する場合に限る）</li> </ul> <p>（※）下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。</p> <p>【参考にする手引き】 洪水・内水・高潮：要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）（H29.6国交省）</p>

## <要配慮者利用施設の避難等に係る参考情報のサイト>

### 内閣府（防災）のホームページ

- 「避難勧告等に関するガイドラインの改定（平成31年3月29日）」

URL :

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

※ 今後、内閣府HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

- 「要保護者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」

URL :

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

※ 今後、内閣府HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。